

県外で受診した妊婦健康診査等の費用助成について

里帰り出産などの理由で香川県外の医療機関で妊婦健診等を受けた場合、実費を自己負担した後に、公費負担額を上限として保険外の健診費用の一部または全額を助成します。
助産所（院）での受診も助成対象です。

● 県外の医療機関での受診方法

- ①医療機関の窓口にて、受診票、医療機関長宛文章を提出
- ②健診費用のお支払い（領収書・受診票は申請に必要）

● 対象となる健康診査

健診の種類	様式	健診時期	必須内容等注意事項
妊婦一般健康診査	様式① 様式② 様式③ 様式⑨ 様式④	妊娠中	受診票の結果の記載の有無は問いませんが、 受診日・病院名の記載は必要です。
産婦健康診査	様式⑱ 様式⑳	産後 8 週間以内	受診票の 3 つの質問票の実施
新生児聴覚検査	様式⑩ 様式⑪	生後 3 か月以内	自動聴性脳幹反応（自動 ABR）による検査に限る ※領収書に検査方法(自動 ABR)、金額(新生児聴覚検査費用) と記載があるもの
乳児一般健康診査	様式⑤	生後 1 歳未満	3 か月児健康診査（生後 3 ～ 4 か月頃）を市内医療機関にて実施しています。対象者には別途個別通知します。それ以外の月齢で乳児一般健康診査受診票をご使用ください。なお、県外で受診を希望させる方は、健康課へお問い合わせください。 ※令和 3 年 4 月以降受診分が対象です。

● 対象者

原則、母子健康手帳交付後の健診が対象。

健康診査受診日に、受診者（妊婦、産婦、乳児）が丸亀市に住民票があること。

● 申請期限

健康診査受診日から 1 年以内。

申請に必要なもの等は裏面をご確認ください

●申請に必要なもの

①丸亀市妊婦健康診査等費用助成申請書兼請求書

※上記は健康課窓口で配布、健康課ホームページからのダウンロードできます。

②各種健診受診票

健診項目、受診日、病院名の記載が必要です。

③医療機関または助産所（院）発行の領収書の原本（領収印のあるもの、コピー不可）

※氏名、受診日、金額、保険外適応かどうか、医療機関所在地などが確認できる領収書

※③が発行されない場合、①の申請書裏面に医療機関等で記載してもらう欄があります。

④母子健康手帳（健診記録のコピーをとります）

⑤申請者名義の金融機関名・口座番号が分かるもの（コピーをとります）

●申請・入金の流れ

①県外の医療機関を受診後、1年以内に上記の申請に必要なものを持参し健康課窓口に来所

②申請翌月末に申請口座に入金

●申請場所

丸亀市役所

健康課　：月～金曜日　8:30～17:15

●注意事項

助成の上限額は受診年度により変更する場合があります。

●問い合わせ先

丸亀市健康福祉部健康課　tel：0877-24-8806